

(1) 石巻市認定こども園（1号認定）食材料費（副食費）基準額表

① ひとり親世帯等以外

階層区分		食材料費（副食費）月額（単位：円）
		3歳児以上児
1	生活保護法による被保護世帯等（※1）	0
2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	
3	市町村民税のうち均等割の額のみ課税世帯	
4	市町村民税所得割額が 48,600円未満	3,000
5		
6	市町村民税所得割額が 77,101円以上 211,201円未満	
7	市町村民税所得割額が 211,201円以上	

※公立こども園の食材料費は、主食費を除く副食費分（おやつ代を除く。）となります。また、夏休み等の長期休業を考慮して年間の食材料費を算出し、12等分した額を月額としております。

（※1）の生活保護法による被保護世帯とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。

（※2）市町村民税所得割額とは、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、寄附金税額控除等の適用を受ける前のものです。

1 ひとり親世帯等以外の多子世帯の保育料・食材料費（副食費）の軽減

（1）市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯（階層：1～5）
市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯については、児童の年齢を問わず、食材料費（副食費）は無料となります。
なお、市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯については、上記の取扱いとはなりません。

（2）市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯（階層6～7）
市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯については、保育所の他にこども園や幼稚園等をきょうだいで利用する場合（のみ）、小学校第3学年までの児童から順に1、2人目の児童の食材料費（副食費）は、上記の表に掲げる金額を適用し、3人目以降の児童の食材料費（副食費）は無料となります。ただし、保育所・こども園以外の施設をきょうだいが利用している場合、「保育所・こども園保育料・食材料費（副食費）多子軽減届出書」の提出が必要です。

★市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯

（例）

・1人目（高校生）	カウント×
・2人目（小学校第3学年）	カウント○
・3人目（幼稚園）	カウント○
・4人目（こども園）	無料 カウント○
・5人目（保育所）	無料 カウント○

※年齢は各年度の初日時点での年齢（以下「クラス年齢」表記）とし、年度内はクラス年齢に基づき保育料・食材料費（副食費）を算定します。

② ひとり親世帯等（※１）

階層区分		食材料費（副食費）月額（単位：円）															
		3歳以上児															
1	生活保護法による被保護世帯等（※２）	0															
2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯																
3	市町村民税のうち均等割の額のみ の課税世帯																
4	市町村民税所得割額 （※３）	市町村民税所得割額が 48,600円未満	3,000														
5		市町村民税所得割額が 48,600円以上 77,101円未満															
6	市町村民税所得割額が 77,101円以上 211,201円未満	※公立こども園の食材料費は、主食費を除く副食費分（おやつ代を除く。）となります。また、夏休み等の長期休業を考慮して年間の食材料費を算出し、12等分した額を月額としております。															
7	市町村民税所得割額が 211,201円以上																
<p>（※１）「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯です。 （※２）の生活保護法による被保護世帯とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。 （※３）市町村民税所得割額とは、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、寄附金税額控除等の適用を受ける前のものです。</p>																	
<p>2 <u>ひとり親世帯等</u>の多子世帯の食材料費（副食費）の軽減 （１）市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯（階層：1～5） <u>ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が 77,101円未満の世帯については、児童の年齢を問わず、食材料費（副食費）は無料となります。</u> なお、ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が 77,101円以上の世帯については、上記の取扱いとはなりません。</p>																	
<p>（２）市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯（階層6～7） <u>ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯については、保育所の他にこども園や幼稚園等をきょうだいで利用する場合（のみ）、小学校第3学年までの児童から順に1、2人目の児童の食材料費（副食費）は、上記の表に掲げる金額を適用し、3人目以降の児童の食材料費（副食費）は無料となります。ただし、保育所・こども園以外の施設をきょうだいが利用している場合、「保育所・こども園保育料・食材料費（副食費）多子軽減届出書」の提出が必要です。</u></p>																	
<p>★市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>（例）</td> <td>・ 1人目（高校生）</td> <td>カウント×</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 2人目（小学校第3学年）</td> <td>カウント○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 3人目（幼稚園）</td> <td>カウント○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 4人目（こども園） 無料</td> <td>カウント○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 5人目（保育所） 無料</td> <td>カウント○</td> </tr> </table>			（例）	・ 1人目（高校生）	カウント×		・ 2人目（小学校第3学年）	カウント○		・ 3人目（幼稚園）	カウント○		・ 4人目（こども園） 無料	カウント○		・ 5人目（保育所） 無料	カウント○
（例）	・ 1人目（高校生）	カウント×															
	・ 2人目（小学校第3学年）	カウント○															
	・ 3人目（幼稚園）	カウント○															
	・ 4人目（こども園） 無料	カウント○															
	・ 5人目（保育所） 無料	カウント○															

※年齢は各年度の初日時点での年齢（以下「クラス年齢」表記）とし、年度内はクラス年齢に基づき保育料・食材料費（副食費）を算定します。

(2) 石巻市保育所及び認定こども園（1号認定除く。）保育料・食材料費
（副食費）基準額表

① ひとり親世帯等以外

階層区分		保育料月額（単位：円）		食材料費（副食費）月額（単位：円）
		3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）
		保育標準時間	保育短時間	公立保育所（荻浜保育所を除く。） （※3）
1	生活保護法による被保護世帯等（※1）	0	0	0
2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	4,500 (0)	3,400 (0)	※公立保育所（荻浜保育所を除く。）の食材料費は、主食費を除く副食費分となります。公立保育所以外の各施設については、それぞれの施設で食材料費を設定しておりますので、詳細は各施設に御確認願います。 なお、0円に該当される方につきましては、副食費分が0円となります。
3	市町村民税のうち均等割の額のみ課税世帯	12,000 (6,000)	8,800 (4,400)	
4	市町村民税所得割額が48,600円未満	18,000 (9,000)	13,200 (6,600)	
5	A 市町村民税所得割額が48,600円以上57,700円未満	23,000 (11,500)	16,800 (8,400)	
	B 市町村民税所得割額が57,700円以上77,101円未満	23,000 (11,500)	16,800 (8,400)	
6	市町村民税所得割額が77,101円以上97,000円未満	29,000 (14,500)	21,200 (10,600)	
7	市町村民税所得割額が97,000円以上123,000円未満	37,000 (18,500)	27,000 (13,500)	
8	市町村民税所得割額が123,000円以上169,000円未満	44,000 (22,000)	32,000 (16,000)	
9	市町村民税所得割額が169,000円以上211,200円未満	50,000 (25,000)	36,400 (18,200)	
10	市町村民税所得割額が211,200円以上301,000円未満	58,000 (29,000)	42,200 (21,100)	
11	市町村民税所得割額が301,000円以上	65,000 (32,500)	47,400 (23,700)	

（※1）の生活保護法による被保護世帯とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。

（※2）市町村民税所得割額とは、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、寄附金税額控除等の適用を受ける前のものです。

（※3）公立施設（荻浜保育所を除く。）以外については、各施設により食材料費（主食費・副食費）を設定しておりますので、詳細は各施設に御確認の上、お申し込み願います。

1 ひとり親世帯等以外 の多子世帯の保育料・食材料費（副食費）の軽減

（1）市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯（階層：1～5A）

市町村民税所得割額が 57,700円未満の世帯については、児童の年齢を問わず、1人目の児童の保育料は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目の児童の保育料は、半額（ ）内の金額）になります。また、3人目以降の児童の保育料は無料となります。食材料費（副食費）は、3歳以上児が無料になります。

なお、市町村民税所得割額が 57,700円以上の世帯については、上記の取扱いとはなりません。

★市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯（保育料）

- （例） ・ 1人目（高校生） カウント〇
- ・ 2人目（保育所）半額 カウント〇
- ・ 3人目（保育所）無料 カウント〇

（2）市町村民税所得割額 57,700円以上の世帯（階層：5B～11）

市町村民税所得割額が 57,700円以上の世帯については、保育所の他にこども園や幼稚園等をきょうだいで利用する場合（のみ）、小学校就学前で最年長の児童から順に1人目の児童の保育料・食材料費（副食費）は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目の児童の保育料は、半額（ ）内の金額）になり、食材料費（副食費）は、上記の表に掲げる金額が適用されます。また、3人目以降の児童の保育料・食材料費（副食費）は無料となります。ただし、保育所・こども園以外の施設をきょうだいで利用している場合、「保育所・こども園保育料・食材料費（副食費）多子軽減届出書」の提出が必要です。

★市町村民税所得割額 57,700円以上の世帯

- （例） ・ 1人目（高校生） カウント×
- ・ 2人目（幼稚園） カウント〇
- ・ 3人目（保育所）半額 カウント〇（保育料のみ半額）
- ・ 4人目（保育所）無料 カウント〇（保育料及び食材料費（副食費）が無料）

※年齢は各年度の初日時点での年齢（以下「クラス年齢」表記）とし、年度内はクラス年齢に基づき

② ひとり親世帯等（※1）

階層区分		保育料月額（単位：円）		食材料費（副食費）月額（単位：円）	
		3歳未満児（3号認定）		3歳以上児（2号認定）	
		保育標準時間	保育短時間	公立保育所（荻浜保育所を除く。） （※4）	
1	生活保護法による被保護世帯等（※2）	0	0	0	
2	第1階層を除く市町村民税非課税世帯	0	0	※公立保育所（荻浜保育所を除く。）の食材料費は、主食費を除く副食費分となります。公立保育所以外の各施設については、それぞれの施設で食材料費を設定しておりますので、詳細は各施設に御確認願います。 なお、0円に該当される方につきましては、副食費分が0円となります。	
3	市町村民税のうち均等割の額 のみの課税世帯	5,500 (0)	3,900 (0)		
4	市町村民税所得割額が 48,600円未満	8,500 (0)	6,100 (0)		
5	市町村民税所得割額が 48,600円以上 77,101円未満	9,000 (0)	6,600 (0)	4,500 ※公立保育所（荻浜保育所を除く。）の食材料費は、主食費を除く副食費分となります。公立保育所以外の各施設については、それぞれの施設で食材料費を設定しておりますので、詳細は各施設に御確認願います。	
6	市町村民税所得割額 (※3)課税世帯	市町村民税所得割額が 77,101円以上 97,000円未満	29,000 (14,500)		21,200 (10,600)
7		市町村民税所得割額が 97,000円以上 123,000円未満	37,000 (18,500)		27,000 (13,500)
8		市町村民税所得割額が 123,000円以上 169,000円未満	44,000 (22,000)		32,000 (16,000)
9		市町村民税所得割額が 169,000円以上 211,200円未満	50,000 (25,000)		36,400 (18,200)
10		市町村民税所得割額が 211,200円以上 301,000円未満	58,000 (29,000)		42,200 (21,100)
11		市町村民税所得割額が 301,000円以上	65,000 (32,500)	47,400 (23,700)	

（※1）「ひとり親世帯等」とは、母子世帯、父子世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯です。
 （※2）の生活保護法による被保護世帯とは、生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。
 （※3）市町村民税所得割額とは、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、寄附金税額控除等の適用を受ける前のものです。
 （※4）公立施設（荻浜保育所を除く。）以外については、各施設により食材料費（主食費・副食費）を設定しておりますので、詳細は各施設に御確認の上、お申し込み願います。

2 ひとり親世帯等の多子世帯の保育料・食材料費（副食費）の軽減

（1）市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯（階層：1～5）

ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が 77,101円未満の世帯については、児童の年齢を問わず、1人目の児童の保育料は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目以降の児童の保育料は無料となります。また、食材料費（副食費）は、3歳以上児が無料になります。

なお、ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が 77,101円以上の世帯については、上記の取扱いとはなりません。

★市町村民税所得割額 77,101円未満の世帯（保育料）

- （例） ・ 1人目（高校生） カウント○
 ・ 2人目（保育所）無料 カウント○
 ・ 3人目（保育所）無料 カウント○

（2）市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯（階層：6～11）

ひとり親世帯等のうち市町村民税所得割額が 77,101円以上の世帯については、保育所の他にこども園や幼稚園等をきょうだいで利用する場合（のみ）、小学校就学前で最年長の児童から順に1人目の児童の保育料・食材料費（副食費）は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目の児童の保育料は、半額（ ）内の金額）になり、食材料費（副食費）は、上記の表に掲げる金額が適用されます。

また、3人目以降の児童の保育料・食材料費（副食費）は無料となります。ただし、保育所・こども園以外の施設をきょうだいが利用している場合、「保育所・こども園保育料・食材料費（副食費）多子軽減届出書」の提出が必要です。

★市町村民税所得割額 77,101円以上の世帯

- （例） ・ 1人目（高校生） カウント×
 ・ 2人目（幼稚園） カウント○
 ・ 3人目（保育所）半額 カウント○（保育料のみ半額）
 ・ 4人目（保育所）無料 カウント○（保育料及び食材料費（副食費）が無料）

※年齢は各年度の初日時点での年齢（以下「クラス年齢」表記）とし、年度内はクラス年齢に基づき保育料・食材料費（副食費）を算定します。